

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栃木県は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

栃木県知事

公表日

令和8年8月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務			
②事務の概要	・高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、私立高等学校等に在学する生徒に対し、就学支援金の支給を行っている。令和8年4月1日施行の法改正により収入要件は撤廃されたが、経過措置として改正前の法律の適用となる場合、保護者等の課税額の確認が必要となる。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①就学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務			
③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム			
2. 特定個人情報ファイル名				
高等学校等就学支援金支給関係ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表123の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第66条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・情報照会の根拠 第2条の表151の項 ・情報提供の根拠 第2条の表151の項 ・事務 第153条 ・情報 第153条第2号ハ、同条第3号ハ			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	栃木県経営管理部文書学事課			
②所属長の役職名	課長			

6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁舎本館2階 栃木県経営管理部文書学事課(028-623-2056)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁舎本館2階 栃木県経営管理部文書学事課(028-623-2056)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査

実施の有無	☐ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者、必要な情報の種類、入手方法等を踏まえ、対象者以外の情報や必要な情報以外の入手を防止するための措置をシステム面、人手による作業の面から講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月31日	評価実施機関所属長	文書学事課長 松崎 禎彦	文書学事課長 石松 英昭	事後	人事異動による変更
平成29年4月1日	評価実施機関所属長	文書学事課長 石松 英昭	文書学事課長 千金楽 宏	事後	人事異動による変更
平成30年5月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	文書学事課長 千金楽 宏	課長	事後	評価書様式の変更に係る修正
令和1年6月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	なし	高等学校等就学支援金事務処理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	事後	評価書の見直しに係る修正
令和1年6月26日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	課税情報	高等学校等就学支援金支給関係ファイル	事後	評価書の見直しに係る修正
令和1年6月26日	IVリスク対策	記載なし	記載あり	事前	評価書様式の変更に係る追加
令和2年5月25日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年5月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年5月25日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年5月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和4年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 113の項 ・情報提供の根拠 113の項 ○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第58条 ・情報 第58条第1号ハ、同条第2号ハ	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報照会の根拠 113の項 ・情報提供の根拠 113の項 ○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第58条 ・情報 第58条第1号ハ、同条第2号ハ	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年9月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表第一 91の項 ○番号法別表第一で定める事務を定める命令 第66条	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表123の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第66条	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年9月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報照会の根拠 113の項 ・情報提供の根拠 113の項 ○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第58条 ・情報 第58条第1号ハ、同条第2号ハ	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・情報照会の根拠 第2条の表151の項 ・情報提供の根拠 第2条の表151の項 ・事務 第153条 ・情報 第153条第1号ハ、同条第2号ハ	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年9月9日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[] 委託しない 十分である	[○]委託しない 記載なし	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年9月9日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[] 提供・移転しない 十分である	[○]提供・移転しない 記載なし	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年9月9日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[] 接続しない(提供) 十分である	[○]接続しない(提供) 記載なし	事後	評価書の見直しに係る修正
令和7年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金及び臨時支援金の支給に関する事務	事後	臨時支援金の創設に伴う追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、保護者等の課税額が一定基準以下の私立高等学校等に在学する生徒に対し、就学支援金の支給を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①就学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	・高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、保護者等の課税額が一定基準以下の私立高等学校等に在学する生徒に対し、就学支援金の支給を行っている。 ・保護者等の課税額が一定基準以上の私立高等学校等に在学する生徒に対し、臨時支援金の支給を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①就学支援金及び臨時支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	事後	臨時支援金の創設に伴う追記
令和7年9月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和7年9月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和7年9月18日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[] 人手を介在させる作業はない	[○] 人手を介在させる作業はない	事後	評価書の見直しに係る修正
令和7年9月18日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	[] [] —	[1] 目的外の入手が行われるリスクへの対策] [2] 十分である] 対象者、必要な情報の種類、入手方法を踏まえ、対象者以外の情報や必要な情報以外の入手を防止するための措置をシステム面、人手による作業の面から講じている。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和8年8月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金及び臨時支援金の支給に関する事務	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務	事後	評価書の見直しに係る修正
令和8年8月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、保護者等の課税額が一定基準以下の私立高等学校等に在学する生徒に対し、就学支援金の支給を行っている。 ・保護者等の課税額が一定基準以上の私立高等学校等に在学する生徒に対し、臨時支援金の支給を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①就学支援金及び臨時支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	・高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、私立高等学校等に在学する生徒に対し、就学支援金の支給を行っている。令和8年4月1日施行の法改正により収入要件は撤廃されたが、経過措置として改正前の法律の適用となる場合、保護者等の課税額の確認が必要となる。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①就学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	事後	評価書の見直しに係る修正
令和8年8月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・情報照会の根拠 第2条の表151の項 ・情報提供の根拠 第2条の表151の項 ・事務 第153条 ・情報 第153条第1号ハ、同条第2号ハ	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・情報照会の根拠 第2条の表151の項 ・情報提供の根拠 第2条の表151の項 ・事務 第153条 ・情報 第153条第2号ハ、同条第3号ハ	事後	評価書の見直しに係る修正
令和8年8月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和8年8月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正